

会 議 開 催 案 内

令和7年度第2回宮古市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

令和7年10月7日

宮古市社会教育委員会議

- 1 開催日時
令和7年10月21日(火) 午前10時00分から
- 2 開催場所
宮古保健センター 1階 大会議室
宮古市災害資料伝承館（施設視察）
- 3 内 容
(1) 委嘱状交付、議長・副議長の選出
(2) 事業概要説明
(3) 施設視察 宮古市災害資料伝承館（田老）
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続き
(1) この会議は、傍聴することができます。
(2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までにお越しく下さい。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
(3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
(4) 受付開始時刻は、午前9時50分です。
(5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
宮古市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係
電話 0193-68-9119

傍 聴 要 領

宮古市社会教育委員会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市社会教育委員会議議長の許可を受けたうえで、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。